

2021 ディスクロージャー誌

業務状況

東日本信用漁業協同組合連合会 石川支店

(旧 石川県信用漁業協同組合連合会)

目 次

★ ごあいさつ	1
★ 経営方針	2
★ リスク管理の体制	3
★ 法令遵守の体制	4
★ 金融ADR制度への対応	5
★ 漁業者等の経営の改善のための取組の状況	6
★ 地域の活性化のための取組の状況	6
★ トピックス	6
★ 事業の内容	7
○貯金業務 ○貸出業務 ○為替業務 ○推進業務・各種サービス	
★ 業 績	10
★ 貸借対照表	12
★ 損益計算書	13
★ 注 記 表	14
★ キャッシュ・フロー計算書	20
★ 貯 金	21
○種類別・貯金者別貯金残高 ○科目別貯金平均残高 ○財形貯蓄残高	
★ 貸 出 金	22
○種類別・使途別・貸出者別貸出金残高 ○科目別貸出金平均残高	
○貸出金担保別内訳 ○債務保証担保別内訳	
○業種別貸出金残高 ○主要な水産業関係資金の貸出金残高	
★ 有 価 証 券	24
○種類別有価証券平均残高 ○有価証券残存期間別残高	
○有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
○保有有価証券の利回り ○オフバランス取引の状況	
○先物取引の時価情報 ○オプション取引の時価情報	
★ 受託業務・為替業務等	25
○受託貸付金の残高 ○内国為替の取扱実績	
★ 平 残 ・ 利 回 り 等	26
○粗利益 ○業務純益 ○資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	
○受取・支払利息の増減額 ○経費の内訳	
★ 諸 指 標	28
○最近5年間の主要な経営指標 ○経営諸指標	
★ 自己資本の充実の状況	29
○自己資本調達手段の概要に関する事項 ○自己資本の構成に関する事項	
○自己資本の充実に関する事項 ○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	
○所要自己資本額 ○信用リスクに関する事項 ○信用リスク削減手法に関する事項	
○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
○証券化エクスポージャーに関する事項 ○出資その他これに類するエクスポージャー	
○金利リスクに関する事項 ○に関する事項	
★ リスク管理情報等	39
○リスク管理債権残高及び同債権の保全状況	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ○貸出金償却の額	
○金融再生法に基づく対象債権残高及び同債権の保全状況	
★ 役員等の報酬体系	41
★ 本会の組織	42
○会員数 ○役員 ○組織機構図 ○協同会社	
○特定信用事業代理業の状況	
★ 店 舗 一 覧	43
○店舗のご案内 ○自動機の設置状況	
★ 沿革・歩み	44

ごあいさつ

会員並びに関係者の皆さま方には、日頃より、当連合会をご利用お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当連合会の業務内容について、より一層皆さま方にご理解いただくため、小冊子「業務状況」を作成しました。

この小冊子により、当連合会に対する皆さま方のご理解を深めていただければ幸いに存じます。

漁業をとりまく環境が年々厳しくなっていく中で、当連合会としては、系統水産金融機関として皆さま方の信頼に応えるためにも、経営の健全化や金融機能の充実強化等に鋭意取り組んでおります。

お陰さまで、令和2年度決算は54,539,864円の当期剰余金の計上となりました。

ご支援、ご協力いただいた会員をはじめ関係者の皆さま方に深く感謝いたします。

当連合会は、令和3年4月1日に合併により、東日本信用漁業協同組合連合会石川支店として新たな道を歩むこととなりますが、これまで当連合会の運営に携わっていただきました関係者の皆様には厚く御礼申し上げますとともに、これまで以上に系統水産金融機関としての役割を発揮できる組織となるよう努めてまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

● 理念

JF マリンバンクでは、これまでも経営環境が変化するなかで事業規模の零細性を克服するため、約 20 年にわたり全国の各組織で様々な困難を乗り越えて組織強化の取組みを進め、漁協系統信用事業の使命を懸命に果たしてまいりました。

合併もその延長線上にあるもので、その真の目的は、今日の我が国漁業と信用事業を取り巻く環境を踏まえ、各組織が経営への危機感を共有し、組織間の相互理解と協同の精神に則り組織の壁を越えて総力を結集することで、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる体制を構築し、将来にわたりこの使命を果たし続けることにあります。

したがって、合併を契機として事業変革・組織変革に真摯に取り組み、守るべきものはしっかりと守りながら、漁業金融専門機関として持続可能なビジネスモデルを構築することにより経営基盤並びに財務基盤を強化し、もって会員への安定還元を行い、我が国漁業と地域の発展に向け更なる役割発揮を目指します。

● 基本方針

(1) 浜と地域の活力再生に向け、会員・組合員利用者の期待に応えます

- a 間接部門の効率化等を通じて、浜（漁村）に出向く体制を強化します。
- b 各組織のノウハウ共有と人材育成を通じ、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる職員を育成します。
- c 集積される財務基盤を活用し、規模拡大を進める漁業者にも対応できる商品メニューの拡充に取り組みます。

(2) 系統団体の一員として諸団体と連携し、信用事業を通じて総合事業の一翼を担いつつ、漁業の維持・発展に努めます

- a 組合員に総合事業サービスを提供する漁協系統組織の一員として、組織の会員関係団体および行政と一体となって、漁政・系統運動方針等に基づく事業運営を展開します。
- b 集積される財務基盤を活用し、会員・漁連のメインバンクとして系統経済事業の発展に一層貢献します。

(3) JF マリンバンクを次世代に引き継ぐため、安定した事業運営を行います

- a 協同の精神に立脚した漁業専門の協同組織金融機関を将来に亘って残していくため、経営管理とリスク管理の高度化に取り組むとともに、収益力の強化と経営の効率化に取り組みます。
- b 組合員利用者および会員の声に真摯に耳を傾け、JF マリンバンクらしい金融サービスの提供に努めます。

リスク管理の体制

令和3年3月31日現在

〔リスク管理基本方針〕

会員・組合員をはじめとする皆さまに安心して当連合会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を定め、当連合会が抱えるリスクを正しく認識し、適切なリスク管理を行う体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この「リスク管理基本方針」に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

● 信用リスク管理

「信用リスク」は、貸出先の財務状況の悪化等により、貸出金が回収不能、または利息の入金が不能になり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件について対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査部署を設置し、審査にあたっては、貸出先の信用力、収支計画及び将来性、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

● 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、資産・負債の状況を総合的に管理しながら、資金の調達・運用の最適化を図ることに努めており、ALM委員会を開催し、具体的な運用方針・計画等の検討・協議を行っております。

● 流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について日次・月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

● オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、自主点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

● 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めております。さらに、自主点検を実施するとともに、内部監査の充実・強化を図ることで、事務処理ミス等の早期発見および事故の未然防止に努めております。

● システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止又は誤動作等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当連合会では、漁協系統の集中センターである、株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、システムの万一の障害や災害時等の対応も含め、コンピュータシステムの安定稼働と円滑な運用に努めております。

● 危機管理

当連合会では、犯罪や災害などが発生した場合の適切な顧客対応の実施や早急な復旧・平常業務体制への復帰に向けた対応策として、基本マニュアル等を制定し、不測の事態に備えております。

法令遵守の体制

令和3年3月31日現在

法令遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス・マニュアルを制定し社会的責任と公共的使命等を柱とした協同組合倫理の構築を経営の重要課題として位置付け、次の5項目を基本方針に掲げております。また、役員職員に対しては、これからの法令遵守に係る基本方針の周知徹底を図るなど、法令遵守に関する体制整備に積極的に取り組んでまいります。

コンプライアンス・マニュアルの基本方針

（漁協系統信用事業の使命）

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 漁業生産ならびに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルートを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

（会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員・組合員漁家はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

● 苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

- ①利用者サポート等管理責任者の設置
- ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

● 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します)。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容等重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

令和3年3月31日現在

● 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、取り組んでいます。

● 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会は、適切な金融円滑化管理態勢を確立するために「金融円滑化管理規程」を理事会で定め、態勢整備を図っています。

- (1) 会長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議しています。
- (2) 当連合会は参事を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。
- (3) 各店舗に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

● 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

当連合会は、次に掲げる取組みを行っています。

- (1) 漁業者等の利用者の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行う。
- (2) 債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行う。
- (3) 与信取引に関し、漁業者等の利用者に対し適切かつ十分な説明を行う。
- (4) 漁業者等の利用者からの与信取引にかかる問い合わせ、相談、要望及び苦情への適切な対応を行う。

地域の活性化のための取組状況

当連合会は、漁協と協同して信用事業を行い、金融を通して漁業の振興を図り、漁業者の経済的、社会的地位の向上と漁協経営の発展に寄与することを基本理念に金融業務を営んでおります。

本県において、将来を見据えた後継者育成や足腰の強い安定した漁業経営を継続するため、水産団体が一丸となって取り組む「石川県水産業活性化事業」が平成22年4月より開始され、事業内容として、漁船建造・取得促進利子等助成事業、海の担い手総合対策事業など、漁業が持続的に発展し担い手が安心して従事することができるよう支援事業に取り組んでいます。本会としては、「漁船建造・取得促進融資要領」に基づき(一財)水産振興事業団からの利子・保証料の助成を受けて、漁業者には利子負担が軽減されるよう対応しています。

また、重要な食料資源確保の場である海と漁業を広く一般に理解していただくために、石川県漁業協同組合の指導事業への支援や広く県民にピーアールするため催される石川海の子作品展、海浜清掃に係るクリーンビーチ運動、石川の農林漁業まつり等の事業にも参画しております。

今後とも漁業の専門金融機関としてその役割を自覚・認識し、漁業並びに漁村地域の発展に貢献していきたいと考えております。

トピックス

貯金業務においては、「漁業者家計メイン化推進運動」及び「定期貯金キャンペーン」を柱に取り組みました。具体的な推進運動は、年間を通して「漁業者家計メイン化推進運動」を展開し、総合取引による家計メイン化を推進しました。また、個人への定期貯金については、キャンペーンを夏(7/15～9/14)、冬(11～12月)、春(3月)の3回に渡り展開し、預入期間1年ものによる新規30万円以上の定期貯金に対して、各種グッズプレゼントを企画し積極的な推進を行いました。年3回の推進期間を通して6億3千万円を獲得しました。

貯金業務

● 貯金業務の特色

貯金は当連合会の資金調達の大きな柱です。

当連合会の貯金には、一般銀行と異なる特色があります。

それは、貯金の大部分が県内の漁業協同組合及びその組合員と漁業に関連する団体の貯金という点であります。これは当連合会が水産業の専門金融機関であるという性格からくるものです。

● 資金の流れ

当連合会に預けられた資金は、漁業協同組合及びその組合員と漁業に関連する団体の経営資金や生活資金に貸出され、余った資金は農林中央金庫へ預金として預け入れられるという仕組みとなっています。

● 貯金をより安全なものとするための制度

当連合会では大切な貯金を安全にお預かりするために、系統内の自主的な組織として、ジェイエフマリバンク支援協会が設立されており、一定の支援制度が確立しております。

また、法律に基づいて農水産業協同組合貯金保険機構も設立され、一定の範囲内で貯金が保護されております。さらに、平成15年1月からは、破綻を未然に防止するための系統独自の「JFマリバンク基本方針」を導入し、漁協系統貯金は、これらの制度によってより一層安全なものとなっています。

預貯金者保護法においては、キャッシュカード・通帳の暗証番号に対し、推測されやすい生年月日等の登録が出来ないようにシステム対応を図っております。

漁業者の方々などからの貯金を大切にお預かりし、水産業の発展のために役立てています。

〔貯金商品一覧表〕

貯金の種類	商品の特色	備考	
総合口座	一冊の通帳で貯める・使う・借りる・運用するの4つの機能がセットされ、キャッシュカードもご利用できます。		
普通貯金	一冊の通帳に普通貯金と定期貯金がセットされています。	出し入れご自由	
定期貯金	普通貯金が不足しても定期貯金の90%最高200万円までご来店いただかなくても、自動的にご融資します。	下記定期貯金の内容をご参照ください	
普通貯金	おサイフがわりで、公共料金等の各種自動振替がご利用できます。	出し入れご自由	
定期貯金	期日指定貯金	300万円未満で、1年複利の最長3年まで預入でき、1年経過後は1か月以上前のご通知により、満期日を自由に指定でき、また元金の一部払い出しも可能です。	期間:最長3年(据置期間1年)
	入金バリエーション貯金	3年・4年・5年ものは個人専用の半年複利型と誰でもご利用できる単利型の2種類です。	1か月以上5年以内
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口の余裕資金の預入にご利用ください。	1か月以上5年以内
	変動金利定期貯金	市場金利を反映しながら預入期間中に、6か月ごとに金利が変更されます。1万円からご利用できます。	1年・2年・3年
積立定期貯金	定額積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定期貯金です。	1・2・3・4・5年(据置期間1年)
	自由積立定期貯金	預け入れ金額にかかわらずいつでも積立てることができる定期貯金です。	1年以上5年以内(据置期間1年)
	漁協積立貯金Ⅰ型	漁協組合員の資産形成のための貯金で、自動振替により積立えます。プランに合わせて「水揚天引式」「定額式」のいずれかをお選びください。	1年以上満65歳まで
	漁協積立貯金Ⅱ型	毎月一定額を普通貯金より自動振替し積立えます。一部支払いもできる便利な貯金です。	1年単位で指定日まで
定期積金	目標額を決めて積立てる方法と毎月一定額を積立てる方法の2種類があり、年1回から年4回まで任意の月に増額掛込みができます。	6か月以上7年以内	
貯蓄貯金	30万円のⅠ型と基準残高10万円のⅡ型の2種類があります。	出し入れはご自由ですが、Ⅰ型は払出回数に制限があります	
当座貯金	小切手・手形を振出した時の決済のために使う貯金です。	無利息です	
通知貯金	まとまったお金を定期の期間まで預入できない時の短期間に有利です。1万円からご利用できます。	7日以上(引出し予告2日前)	
決済用貯金	決済用普通貯金一般口座、決済用総合口座があります。貯金保険制度に基づき全額保護対象となります。	無利息です	

貸出業務

● 漁業生産の基盤を造る制度資金

水産業のメインバンクである信漁連は、漁業協同組合などの会員とその組合員の皆さんへの漁業近代化資金をはじめとした制度資金による貸付や、地域の皆さんへの各種ローンで暮らしのお手伝いをさせていただいております。

また、広い見地から県内の水産業と系統団体の発展を、行政ならびに系統団体と協力して金融面から支援しています。

〔貸出商品一覧表〕

1. 一般資金

区分	種類	お使いみち	返済期間	融資限度額	お借入の資格
事業資金	手形貸付	・ 漁業経営に必要な資金	1年以内	6億7百万円以内	会員及び所属員
	証書貸付		35年以内		
	手形割引	・ 漁業設備に必要な資金	1年以内		
	当座貸越		—		
生活関連資金	小口ローン	・ 長期生活設計資金 (結婚・教育資金など) ・ 耐久消費財購入資金 (自動車・電化製品・家具など) ・ その他資金 (旅行・レジャーなど)	原則として 5年以内	原則として300万円以内	所属員・員外者で次の要件を備えた方 ・ 満20歳以上で、最終償還時75歳以下の方 ・ 信用状態が良好で、償還財源が確保される方
	住宅ローン	・ 住宅の新築、増築又は改造資金 ・ 住宅又は、土地付住宅の購入資金 ・ 土地の購入資金 ・ 船主が建設する船員宿泊施設 ・ 金融機関等からの住宅ローンの借換え資金	原則として 30年以内	5,000万円以内で総事業費の80%以内(借換えの場合100%以内)	

2. 主な漁業制度資金

種類	お使いみち	返済期間	融資限度額	お借入の資格
漁業近代化資金	漁船の建造・取得・改造・機器の購入など	漁船20年以内 機器10年以内	漁協 …………… 12億円以内	漁業・水産加工業を営む個人・法人・漁協
	漁船漁具保管修理施設など	15年 (漁協20年)以内	20トン以上漁船 資金借受者 …………… 3億6千万円以内	
	漁場改良造成用機具など	7年 (漁協10年)以内	養殖業法人 …………… 3億6千万円以内	
	漁具・水産動植物の種苗の購入・育成など (漁具のうち大型定置網)	5年以内 (10年以内)	20トン未満漁船 資金借受者 …………… 9千万円以内 その他の漁業者 …… 1千8百万円以内 ※ 総事業費の80%以内	
漁業経営安定資金	一般経営資金 (漁業経営の円滑化に資すると認められる着業資金等の運転資金一般・漁協の事業資金)	1年以内	個人 …………… 8百万円 法人、漁生組 …………… 12百万円 漁協 …………… 30百万円	漁業を営む個人・法人
	漁業共済拡充資金 (漁業共済加入にあたっての掛け金)		漁業共済掛金の範囲内	

種類	お使いみち	返済期間	融資限度額	お借入の資格		
沿岸漁業改善資金	経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	7年以内	500万円以内	全体で2800万円以内	沿岸漁業を営む個人・団体・会社など
		漁ろう作業省力化機器等設置資金	7年以内	500万円以内		
		補機関等駆動機器等設置資金	7年以内	500万円以内		
		燃料油消費節減機器等設置資金	7年以内	2,500万円以内		
		新養殖技術導入資金	4年以内	400万円以内		
		資源管理型漁業推進資金	10年以内	1,200万円以内		
		環境対応型養殖業推進資金	10年以内	2,000万円以内		
		乗組員安全機器等設置資金	5年以内	150万円以内		
		救命消防設備購入資金	5年以内	130万円以内		
		漁船転覆防止機器等設置資金	5年以内	150万円以内		
		漁船衝突防止機器等購入等資金	5年以内	120万円以内		
		漁具損壊防止機器等購入資金	5年以内	130万円以内		
		生ガキ殺菌装置設置資金	5年以内	100万円以内		
カキ貝がら破砕装置購入資金	5年以内	40万円以内				
生活改善資金	生活合理化設備改善資金	住居利用方式改善資金	3年以内	30万円以内	沿岸漁業に従事されている方など	
		住居利用方式改善資金	7年以内	80万円以内		
		女性・高齢者活動資金	3年以内	80万円以内		
青年漁業者等養成確保資金	研修教育資金	高度経営技術習得資金	5年以内	180万円以内	青年漁業者、漁業労働に従事されている方など	
		高度経営技術習得資金	5年以内	150万円以内		
		漁業経営開始資金	10年以内	2,000万円以内		

(注) 従来の潮流計測装置設置資金は、漁ろう作業省力化機器等設置資金に含まれます。

3. 受託貸付業務

各団体との受託契約に基づく受託貸付

- ➡ 株式会社 日本政策金融公庫(農林水産)
- ➡ 株式会社 日本政策金融公庫(教育資金)
- ➡ 独立行政法人 住宅金融支援機構
- ➡ 独立行政法人 福祉医療機構

為替業務

● 内国為替業務の取扱

会員並びに漁業者の方々などに振込、代金取立等を取扱っています。

推進業務・各種サービス

● 漁協との連携強化

漁協は、水産物の販売をはじめ経済事業・共済事業など幅広い事業活動を通じて、組合員の方々や地域住民の皆さまに対して様々なサービスの提供をすることにより、地域社会の発展に貢献しています。

〔推進・各種サービス一覧表〕

キャッシュカードサービス	漁協・信漁連のほか、MICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、JA及びコンビニATM等で現金お引き出し・残高照会が可能です。なお、漁協・信漁連、JA、ゆうちょ銀行ATMでは、手数料無料でお引き出しが可能です。コンビニATMは無料の時間帯と所定の手数料が発生する時間帯がございますのでご確認ください。
A T M 入 金 提 携	本会キャッシュカードを利用して、ゆうちょ銀行及びコンビニATM(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)で入金取引が可能です。なお、入金取引手数料は、ゆうちょ銀行は無料ですが、コンビニATMは無料の時間帯と所定の手数料が発生する時間帯がございますのでご確認ください。
デビットカードサービス	J-Debitマークのある加盟店でお手持りのキャッシュカードを利用して、貯金残高の範囲内での買い物が可能です。
クレジットカードサービス (マリンクレジット)	三菱UFJニコス株式会社と提携し、VISAカードでのお買い物やETCカードの発行、キャッシングサービスのご提供などを行っています。
JFマリンネットバンク (インターネットバンキング)	インターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、振込・振替や残高照会等の各種サービスをお気軽にご利用いただけます。
自動受取・支払サービス	年金・雇用保険失業給付金の受取、各種公共料金・国税・社会保険料・国民年金掛金などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
そ の 他	県税・高校授業料・県住宅家賃などの収納が可能です。また、県内店舗の信用事業強化、職員の教育・研修、資材の斡旋等を行っています。

業 績

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続き、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」や「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を策定し、また、令和2年度補正予算を編成するなど、持ち直しの動きがみられたものの、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばでありました。今後、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果などにより持ち直しの動きが続くことが期待されています。

JFグループでは、水産日本の復活に向けて掲げた運動方針に取り組み、「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の確実な実践を通じて、漁業の所得の向上や担い手漁業者の育成・確保を図ることで、浜の活力を取り戻す取り組みが展開されています。

県下の水揚げ状況においては、主要港における漁獲量と水揚金額を漁業別に見ると、底びき網漁業では、過去10年平均に比べて、ヤリイカ・スルメイカが多く水揚げされましたが、加能ガニ（雄のズワイガニ）・アカガレイなどが少なくなりました。全体の水揚量は4,075トンで前年の93%、水揚金額は34億円で過去10年平均の94%となりました。定置網漁業では、マイワシの水揚量が顕著な増加となったため、22,176トンで前年の145%となりました。水揚金額は35.6億円で、マアジなど多くの主要魚種の水揚量が過去10年平均を下回りました。小型いか釣り漁船によるスルメイカの水揚げは過去5年平均を大きく上回ったものの、中型いか釣り漁船による船凍イカ漁については、資源の減少や日本海大和堆で相次ぐ外国船の違法操業の影響により水揚げ減少が続いています。

一方、JFマリンバンクでは、各ブロックで広域信漁連の設立に向けた合併協議が行われ、東日本ブロックにおいては、令和2年10月に12の信漁連（青森県、岩手県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県）が合併契約を締結しました。お客様にとってさらに、ご相談・ご利用しやすい金融機関を目指し、令和3年4月1日には、東日本信用漁業協同組合連合会が設立されます。

このような情勢のなか、当連合会は「JFマリンバンク中期事業推進方策（2018～2020年度）」の3年目として、漁業者の年齢・世帯等の状況に応じて必要となる各種資金の提供や育成・相談機能を発揮させること、漁業者を中心とする世帯全体の貯金・ローン・口座振替等の総合取引による家計メイン化を積極的に展開しました。一方、人材育成への取り組みとしては、WEBを利用したTV会議を中心に各種研修会に参加し、人材育成を図りました。

❁ 貯金業務

本年度の貯金目標額は、452 億円とし、経営力強化に向け、「漁業者家計メイン化推進運動」及び「定期貯金キャンペーン」を柱に取り組みました。

具体的な推進運動は、年間を通して「漁業者家計メイン化推進運動」を展開し、総合取引による家計メイン化を推進しました。また、個人への定期貯金については、キャンペーンを夏（7/15～9/14）、冬（11～12月）、春（3月）の3回に渡り展開し、預入期間1年ものによる新規30万円以上の定期貯金に対して、各種グッズプレゼントを企画し積極的な推進を行いました。年3回の推進期間を通して6億3千万円を獲得し、個人貯金全体では、前年度比6億円増加の252億円の残高となりました。

その結果、期末貯金残高は479億円（前年度比15億5千万円増加）の実績となりました。

その内訳は、要求払貯金が204億2千万円（前年度比27億7千万円増加）、定期性貯金が274億7千万円（前年度比12億1千万円減少）となりました。

❁ 貸出業務

本年度の貸出業務は、漁船リース事業による漁船資金、新リース事業による漁網・漁具資金、中型いか釣り漁業者への不漁緊急対策資金、コロナ対策長期資金などや、マイカーローンキャンペーンによる需要の掘り起こしを実施し、手形貸付・証書貸付などを合わせた総貸出金残高は67億5千万円となり、前年度末より2億円増加となりました。

漁業近代化資金については、6億円の融資枠に対して4億1千万円の利子補給承諾となりました。また、漁船建造等促進制度貸付は、近代化資金を含み平成22年の制度創始以来、累計で52億円の貸付申込がありました。

生活関連資金においては4千3百万円、住宅ローン3千6百万円の貸付実行がありました。

一方、代理業務については、日本政策金融公庫の農林水産資金のセーフティネット資金10件及び教育資金1件の新規貸付がありました。また、石川県の沿岸漁業改善資金については、取り扱いがありませんでした。

❁ 損益・自己資本比率

当連合会の本年度収支状況については、前年度と比較して資金運用収益で貸出金利息が3百万円減少、預け金利息が1百万円減少、受取奨励金が1千4百万円減少、受取特別配当金が6百万円減少し、その他事業収益で受取出資配当金が2千万円減少となり、事業収益合計では4千5百万円の減少となりました。また、資金調達費用で貯金利息が9百万円減少し、役務取引等費用が1百万円減少、事業管理費が1千3百万円増加、事業利益は前年度比4千7百万円減少の2千9百万円となりました。経常利益では、前年度比5千1百万円減少の6千4百万円を計上し、税金等を控除した当期剰余金は5千4百万円の決算となりました。

また、金融機関の経営の健全性を示す自己資本比率は、前年度と比較して0.19ポイント減少しましたが、自主ルールで定める最低自己資本比率8%を上回る13.39%となりました。

これは偏に組合員及び会員をはじめ関係機関のご支援とご協力の賜物と改めて厚くお礼申し上げる次第であります。

貸借対照表

(単位:百万円)

資 産 の 部	R1年度末	R2年度末	負 債 及 び 純 資 産 の 部	R1年度末	R2年度末
現 金	465	788	貯 金	46,342	47,900
預 け 金	38,063	39,275	当 座 貯 金	5	5
系 統 預 け 金	37,651	38,487	普 通 貯 金	17,227	19,977
系 統 外 預 け 金	412	788	納 税 準 備 貯 金	41	41
有 価 証 券	2,021	2,020	貯 蓄 貯 金	272	294
国 債	150	150	別 段 貯 金	109	111
地 方 債	673	671	定 期 貯 金	28,515	27,322
政 府 保 証 債	100	100	定 期 積 金	173	150
社 債	600	600	借 用 金	900	1,100
外 国 証 券	498	499	証 書 借 入 金	900	1,100
貸 出 金	6,548	6,751	そ の 他 負 債	43	29
手 形 貸 付 金	119	119	貸 付 留 保 金	0	0
証 書 貸 付 金	6,120	6,328	未 払 法 人 税 等	11	4
当 座 貸 越	22	17	未 決 済 為 替 借	5	4
金 融 機 関 貸 付	287	287	未 払 費 用	18	10
そ の 他 資 産	51	62	前 受 収 益	1	1
未 決 済 為 替 貸	0	1	そ の 他 の 負 債	8	10
未 収 収 益	43	44	諸 引 当 金	117	99
そ の 他 の 資 産	8	17	賞 与 引 当 金	11	11
固 定 資 産	511	516	退 職 給 付 引 当 金	102	88
有 形 固 定 資 産	510	515	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4	0
無 形 固 定 資 産	1	1	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	106	106
外 部 出 資	2,544	2,514	債 務 保 証	2	2
長 期 前 払 費 用	25	23	負 債 の 部 計	47,510	49,236
繰 延 税 金 資 産	17	12	出 資 金	1,239	1,239
債 務 保 証 見 返	2	2	利 益 剰 余 金	1,159	1,150
貸 倒 引 当 金	△8	△8	利 益 準 備 金	464	489
			そ の 他 利 益 剰 余 金	695	661
			特 別 積 立 金	573	583
			当 期 未 処 分 剰 余 金	122	78
			う ち 当 期 剰 余 金	94	54
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	331	330
			土 地 再 評 価 差 額 金	278	278
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53	52
			純 資 産 の 部 計	2,729	2,719
合 計	50,239	51,955	合 計	50,239	51,955

損益計算書

(単位:百万円)

損 失 の 部	R1年度末	R2年度末	利 益 の 部	R1年度末	R2年度末
経常費用	381	385	経常収益	497	449
資金調達費用	51	42	資金運用収益	384	359
貯 金 利 息	51	42	貸 出 金 利 息	97	94
借 用 金 利 息	0	0	預 け 金 利 息	5	4
支 払 雑 利 息	0	0	有価証券利息配当金	33	33
役務取引等費用	52	51	受 入 雑 利 息	0	0
内国為替支払手数料	2	2	受 取 奨 励 金	233	218
その他支払手数料	44	43	受 取 特 別 配 当 金	16	10
その他の役務取引等費用	6	6	役務取引等収益	14	15
その他事業費用	6	6	内国為替受入手数料	10	10
融 資 保 険 料	3	3	その他受入手数料	2	3
事 業 推 進 費	2	3	その他の役務取引等収益	2	2
債 権 管 理 費	1	0	その他事業収益	60	39
事業管理費	272	286	受 取 出 資 配 当 金	60	39
その他経常費用	0	0	その他経常収益	39	36
その他の経常費用	0	0	貸倒引当金戻入益	1	0
経常利益	116	64	その他の経常収益	38	36
特別損失	1	0	特別利益	0	0
固定資産処分損	1	0			
税引前当期利益	115	64			
法人税、住民税及び事業税	23	4			
法人税等調整額	△2	6			
当期剰余金	94	54			
当期首繰越剰余金	28	24			
当期末処分剰余金	122	78			

注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資含む）の評価は、以下の通りです。

- 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
- 2) 市場価格のある其他有価証券については、時価法です。
- 3) 市場価格のない其他有価証券は、移動平均法による原価法です。
- 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法は以下の通りです。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
- 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
- 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
- 4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
- 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
- 6) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準は以下の通りです。

1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び引当償却基準に則り、以下の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準に基づき算定した繰入限度額を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。
- 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法は以下の通りです。

- 1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 11,635,136円
- 2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りに関する情報は、令和元年3月に作成した中期経営計画（県域アクションプラン）を基礎として、当連合会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および連合会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 302,275,846 円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、現金自動預入支払機等については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、以下の通りです。

担保に供している資産	系統預け金	1,300,000,000 円
	系統外預け金	5,250,000 円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	3,628,550 円
	別段貯金 公金収納金	1,508,975 円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は 1,703,471,195 円です。

5. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 0 円、延滞債権額は 9,402,623 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除くものです。

2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 0 円です。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 9,402,623 円です。

なお、上記 1) から 4) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,000,000 円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 110,000,000 円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布、政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出しております。

IX. 損益計算書に関する注記

該当ありません。

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当連合会は、石川県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地の J F が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下「所属員」という)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当連合会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連合会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、81%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は全て債券であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、日銀成長基盤強化支援資金を農林中央金庫から借り入れております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部を設置し、与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当連合会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当連合会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当連合会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当連合会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合、経済価値が4,705,601円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当連合会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	787,772,158	787,772,158	0
(2) 預け金	39,275,352,138	39,275,949,603	597,465
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,448,943,455	1,496,514,900	47,571,445
その他有価証券	571,315,200	571,315,200	0
(4) 貸出金	6,751,066,352		
貸倒引当金（*）	△7,924,876		
	6,743,141,476	7,914,126,197	1,170,984,721
資産計	48,826,524,427	50,045,678,058	1,219,153,631
(1) 貯金	47,900,204,382	47,919,942,638	19,738,256
(2) 借入金	1,100,000,000	1,100,000,000	0
負債計	49,000,204,382	49,019,942,638	19,738,256

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率である LIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

2) 借入金

借入金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資 (*)	2,145,503,320
② 系統外出資 (*)	368,910,000
合計	2,514,413,320

(*) 系統出資・系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	39,275,352,138	0	0	0	0	0
有価証券	650,000,000	0	200,000,000	0	0	1,100,000,000
満期保有目的の債券	650,000,000	0	200,000,000	0	0	600,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	500,000,000
貸出金(*)	1,457,161,672	1,121,669,110	1,205,633,723	462,195,857	382,113,579	2,103,591,288
合計	41,382,513,810	1,121,669,110	1,405,633,723	462,195,857	382,113,579	3,203,591,288

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の 18,701,123 円は、含めておりません。

なお、一部金融機関向け貸出金 287,000,000 円は 5年超に含めております。

6. 貯金、借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	42,851,710,781	2,243,461,262	2,777,506,419	16,313,952	11,211,968	0
借入金	100,000,000	200,000,000	400,000,000	400,000,000	0	0
合計	42,951,710,781	2,443,461,262	3,177,506,419	416,313,952	11,211,968	0

(*) 貯金のうち要求払貯金 20,428,057,177 円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

XI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下の通りであります。これらには、「国債」、「地方債」、「政府保証債」、「社債」、「外国証券」が含まれております。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	150,009,445	150,750,000	740,555
	地方債	100,000,000	112,784,000	12,784,000
	政府保証債	100,000,000	112,045,000	12,045,000
	社債	400,000,000	406,785,900	6,785,900
	外国証券	498,934,010	514,550,000	15,615,990
	小計	1,248,943,455	1,296,914,900	47,971,445
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	0	0	0
	地方債	0	0	0
	政府保証債	0	0	0
	社債	200,000,000	199,600,000	△400,000
	外国証券	0	0	0
	小計	200,000,000	199,600,000	△400,000
合計		1,448,943,455	1,496,514,900	47,571,445

2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地方債	499,715,958	571,315,200	71,599,242
	小計	499,715,958	571,315,200	71,599,242
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	地方債	0	0	0
	小計	0	0	0
合計		499,715,958	571,315,200	71,599,242

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 19,804,350 円を差し引いた金額 51,794,892 円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

XII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

当連合会は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。この退職金の支払いに備えるため必要資金の内部留保のほか、特定退職金共済に加入し外部拠出を行っております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 28 年 12 月 16 日)に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	102,362,049 円
退職給付費用	10,888,686 円
退職給付移管金	△ 6,044,416 円
退職給付の支払額	△ 16,496,880 円
特定退職金共済制度への拠出額	△ 2,415,000 円
期末における退職給付引当金	88,294,439 円

3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	106,657,047 円
特定退職金共済制度による給付額	△ 18,362,608 円
未積立退職給付債務	88,294,439 円
退職給付引当金	88,294,439 円

4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	10,888,686 円
----------------	--------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金 2,144,838 円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 24,421,000 円となっております。

XIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下の通りです。

令和 3 年 3 月 31 日現在

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	317,291 円
賞与引当金超過額	2,980,625 円
未払事業税	49,732 円
退職給付引当金超過額	24,422,241 円
減価償却限度超過額	3,986,888 円
その他	562,057 円
繰延税金資産小計	32,318,834 円
評価性引当額	△ 879,348 円
繰延税金資産合計(A)	31,439,486 円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△19,804,350 円
繰延税金負債合計(B)	△19,804,350 円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	11,635,136 円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。

令和 3 年 3 月 31 日現在

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.4
住民税均等割等	5.2
評価性引当額	0.1
教育情報資金	△ 8.5
その他	△ 0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.0%

XIV. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

XVI. 資産除去債務に関する注記

該当ありません。

XVII. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- 1) 吸収合併消滅連合会の名称 石川県信用漁業協同組合連合会
- 2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- 3) 吸収合併日 令和 3 年 4 月 1 日
- 4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- 5) 合併比率及び算出方法 1 対 1 の対等合併
- 6) 出資一口当たりの金額 10,000 円

XVIII. その他の注記

該当ありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	R1年度末	R2年度末
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	116	64
減価償却費	13	14
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	△ 1	0
退職給付引当金の増加額	4	△ 14
その他の引当金・積立金の増加額 (△は減少)	△ 2	△ 4
資金運用収益	△ 385	△ 359
資金調達費用	51	41
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1	△ 1
外部出資関係損益	0	0
為替差損益	0	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減 (△は純増)	203	△ 203
預け金の純増減 (△は純増)	1,001	△ 470
貯金の純増減 (△は純増)	△ 1,639	1,559
借入金の純増減	100	200
教育情報資金	△ 20	△ 20
事業分量配当金の支払額	0	0
その他	△ 50	△ 9
資金運用による収入	389	358
資金調達による支出	△ 81	△ 47
小計	△ 302	1,109
法人税等の支払額	△ 19	△ 11
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 321	1,098
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	200	0
固定資産の取得による支出	△ 23	△ 19
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	177	10
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	0	0
出資金の払戻しによる支出	0	0
出資配当金の支払額	△ 37	△ 43
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 37	△ 43
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 181	1,065
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,889	4,706
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,708	5,771

貯金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	R1年度末		R2年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当座貯金	5	0.0	5	0.0
	普通貯金	17,227	37.2	19,977	41.7
	貯蓄貯金	272	0.6	294	0.6
	通知貯金	0	0.0	0	0.0
	別段貯金	109	0.2	111	0.2
	その他の貯金	41	0.1	41	0.1
計	17,654	38.1	20,428	42.6	
定期性貯金	定期貯金	28,515	61.5	27,322	57.0
	(うち固定自由金利定期)	(28,515)	(61.5)	(27,322)	(57.0)
	(うち変動自由金利定期)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	定期積金	173	0.4	150	0.4
計	28,688	61.9	27,472	57.4	
合計	46,342	100.0	47,900	100.0	
貯金者区分残高	員内	8,842	19.1	9,369	19.6
	組合員直接預り	18,157	39.1	18,879	39.4
	計	26,999	58.2	28,248	59.0
	員外	1,478	3.2	1,367	2.9
	地方公共団体 金融機関 その他	0 17,865	0.0 38.6	0 18,285	0.0 38.1
計	19,343	41.8	19,652	41.0	

(注1) 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	R1年度	R2年度	増減
流動性貯金	17,276 (37.0)	18,717 (39.8)	1,441
定期性貯金	29,188 (62.7)	28,172 (59.9)	△1,016
別段貯金	85 (0.2)	102 (0.2)	17
その他の貯金	37 (0.1)	34 (0.1)	△3
計	46,586 (100.0)	47,025 (100.0)	439
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合計	46,586 (100.0)	47,025 (100.0)	439

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

(注3) ()内は構成比です。

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	R1年度	R2年度
財形貯蓄残高	7	7

貸出金

種別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	R1年度末		R2年度末		増	減	
	金額	構成比	金額	構成比			
割引手形	0	0.0	0	0.0		0	
手形貸付	119	1.8	119	1.8		0	
証書貸付	6,120	93.5	6,328	93.7		208	
当座貸越	22	0.2	17	0.3		△5	
金融機関貸付	287	4.4	287	4.3		0	
合計	6,548	100.0	6,751	100.0		203	
固定金利貸出	5,675	86.7	5,892	87.3		217	
変動金利貸出	873	13.3	859	12.7		△14	
設備資金	3,487	53.3	3,431	50.8		△56	
運転資金	3,061	46.7	3,320	49.2		259	
貸出者区分残高	員内 会社員	3,101	47.4	3,242	48.0		141
	員内 組合員直接貸付	2,667	40.7	2,771	41.0		104
	員内 計	5,768	88.1	6,013	89.0		245
	員外 地方公共団体	350	5.4	325	4.8		△25
員外 金融機関	287	4.4	287	4.3		0	
員外 その他	143	2.2	126	1.9		△17	
員外 計	780	11.9	738	11.0		△42	

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

	R1年度末		R2年度末		増	減
	金額	構成比	金額	構成比		
割引手形	0	0.0	0	0.0		0
手形貸付	143	2.1	115	1.7		△28
証書貸付	6,352	93.2	6,323	93.5		△29
当座貸越	35	0.5	36	0.5		1
金融機関貸付	287	4.2	287	4.3		0
合計	6,817	100.0	6,761	100.0		△56

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	R1年度末	R2年度末	増	減
貯金等	2,073	2,020		△53
有価証券	0	0		0
動産・不動産	431	423		△8
その他担保物	111	102		△9
計	2,615	2,545		△70
漁信基保証	2,372	2,700		328
その他保証	811	787		△24
計	3,183	3,487		304
信用	750	719		△31
合計	6,548	6,751		203

債務保証担保別内訳

(単位:百万円)

	R1年度末	R2年度末	増	減
貯金等	0	0		0
有価証券	0	0		0
動産・不動産	0	0		0
その他担保物	0	0		0
計	0	0		0
信用	2	2		0
合計	2	2		0

業種別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	R1年度末	R2年度末	増 減
農 林 水 産 業	2,667 (40.7)	2,771 (41.0)	104
製 造 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
建 設 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
運 輸 ・ 通 信 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
卸 売 ・ 小 売 業	1,101 (16.8)	1,242 (18.4)	141
金 融 ・ 保 険 業	287 (4.4)	287 (4.3)	0
不 動 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
サ ー ビ ス 業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
地方公共団体・公社等	350 (5.4)	325 (4.8)	△25
そ の 他	2,143 (32.7)	2,126 (31.5)	△17
合 計	6,548 (100.0)	6,751 (100.0)	203

(注) ()内は構成比です。

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位:百万円)

	R1年度末	R2年度末	増 減
漁 業			
海 面 漁 業	2,139	2,260	121
海 面 養 殖 業	0	0	0
そ の 他 漁 業	0	0	0
漁 業 関 係 団 体 等	3,100	3,243	143
合 計	5,239	5,503	264

- ※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。
 ※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。)
 ※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁業における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類別)

<貸出金>

(単位:百万円)

	R1年度末	R2年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	2,579	2,901	322
水 産 制 度 資 金	2,660	2,602	△58
漁 業 近 代 化 資 金	2,554	2,503	△51
そ の 他 制 度 資 金 等	106	99	△7
合 計	5,239	5,503	264

- ※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
 ※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。
 ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位:百万円)

	R1年度末	R2年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農 林 水 産 事 業)	0	85	85
そ の 他	0	0	0
合 計	0	85	85

- ※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。
 ※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております(受託金融機関は受託貸付金に記載しております)。

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	R1年度		R2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	150	7.7	150	7.7	0
地方債	600	30.6	600	30.8	0
政府保証債	100	5.1	100	5.1	0
金融債	0	0.0	0	0.0	0
社債	613	31.2	600	30.8	△13
外国証券	497	25.4	498	25.6	1
その他	0	0.0	0	0.0	0
合計	1,960	100.0	1,948	100.0	△12

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定めなし	合計
		3年以下	5年以下	7年以下	10年以下			
R1年度末								
国債	0	150	0	0	0	0	0	150
地方債	0	0	0	0	0	673	0	673
政府保証債	0	0	0	0	0	100	0	100
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	200	0	400	0	0	600
外国証券	0	498	0	0	0	0	0	498
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
R2年度末								
国債	150	0	0	0	0	0	0	150
地方債	0	0	0	0	0	671	0	671
政府保証債	0	0	0	0	0	100	0	100
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	200	0	400	0	0	0	600
外国証券	499	0	0	0	0	0	0	499
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

○有価証券

(単位:百万円)

保有目的	R1年度末			R2年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	1,448	1,494	46	1,449	1,497	48
その他	500	573	73	500	571	71
合計	1,948	2,067	119	1,949	2,068	119

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

① 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。

② その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

○金銭の信託

・取引実績はありません。

保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	R1年度	R2年度
国 債	△0.04	△0.04
地 方 債	1.41	1.41
政 府 保 証 債	1.22	1.22
金 融 債	0.00	0.00
社 債	1.02	0.97
外 国 証 券	3.54	3.58
以 上 平 均	1.71	1.71

オフバランス取引の状況

・取引実績はありません。

先物取引の時価情報

・取引実績はありません。

オプション取引の時価情報

・取引実績はありません。

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受 託 先	R1年度末	R2年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林水産)	0	0
株式会社日本政策金融公庫(教育資金)	11	11
独立行政法人住宅金融支援機構	17	10
計	28	21

内国為替の取扱実績

(単位:百万円)

		R1年度		R2年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 類	送金・振込 (件数)	(16,306)	(15,591)	(15,399)	(16,627)
	金額	19,388	26,061	19,453	26,717
	代金取立 (件数)	(13)	(144)	(11)	(35)
	金額	25	160	41	31
計 (件数)		(16,319)	(15,735)	(15,410)	(16,662)
金額		19,413	26,221	19,494	26,748

平残・利回り等

粗利益

(単位:百万円、%)

区 分	R1年度	R2年度
資金運用収益	385	359
資金調達費用	51	41
資金運用収支	334	318
役務取引等収益	14	15
役務取引等費用	53	51
役務取引等収支	△39	△36
その他事業収益	60	39
受取出資配当金	60	39
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	0	0
国債等債券償還益	0	0
その他の事業収益	0	0
その他事業費用	6	6
その他事業収支	54	33
事業粗利益	349	315
事業粗利益率	0.75	0.67

(注) 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:百万円)

	R1年度	R2年度
業務純益	21	△34

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

区 分	R1年度			R2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	46,667	384	0.82	47,042	359	0.76
貸出金	6,817	97	1.42	6,761	94	1.39
預け金	37,890	254	0.67	38,333	232	0.61
有価証券	1,960	33	1.68	1,948	33	1.69
資金調達勘定	47,469	51	0.11	47,943	41	0.09
貯金・定積	46,586	51	0.11	47,027	41	0.09
借入金	883	0	—	916	0	—
貯金原価率				0.70		
総資金利ざや				0.23		

(注) 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	R1年度増減額	R2年度増減額
受取利息	△2	△25
うち貸出金	△14	△3
有価証券	△2	0
預け金	14	△22
支払利息	△9	△10
うち貯金	△9	△10
譲渡性貯金	0	0
借入金	0	0
差 引	7	△15

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位:百万円)

	R1年度	R2年度
人件費	173	180
役員報酬	18	17
給料手当	120	125
賞与引当金戻入	△ 10	△ 11
賞与引当金繰入	11	11
福利厚生費	25	25
退職給付費用	9	13
旅費交通費	5	2
業務費	28	32
負担金	16	18
施設費	41	44
貯金保険料	4	4
雑費	3	4
税金	2	2
合計	272	286

諸指標

最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、口)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
経常収益	509	492	481	497	359
経常利益	94	91	95	116	64
当期剰余金	78	77	78	94	54
出資金	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239
出資口数	123,923	123,923	123,923	123,923	123,923
純資産額	2,607	2,658	2,699	2,729	2,719
総資産額	52,159	53,076	51,799	50,239	51,955
貯金等残高	48,632	49,344	47,980	46,342	47,900
貸出金残高	6,954	7,206	6,750	6,548	6,751
有価証券残高	3,308	2,218	2,229	2,021	2,020
剰余金配当金額	12	24	37	43	24
・出資配当の額	12	24	37	43	24
・事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数	30人	30人	30人	31人	33人
単体自己資本比率	13.43%	13.81%	12.90%	13.58%	13.39%

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

経営諸指標

	R1年度末		R2年度末	
(貯貸率等)				
貯貸率 (期末、期中)	(14.13 %	14.63 %)	(14.09 %	14.38 %)
貯預率 (期末、期中)	(82.14 %	81.33 %)	(81.99 %	81.52 %)
貯証率 (期末、期中)	(4.36 %	4.21 %)	(4.22 %	4.14 %)
一従業員当り貯金残高	1,495	百万円	1,452	百万円
一店舗当り貯金残高	7,724	百万円	7,983	百万円
一従業員当り貸出金残高	211	百万円	205	百万円
一店舗当り貸出金残高	1,091	百万円	1,125	百万円
(利益率)				
総資産経常利益率	0.23	%	0.13	%
資本経常利益率	4.56	%	2.54	%
総資産当期純利益率	0.19	%	0.11	%
資本当期純利益率	3.71	%	2.13	%

(注1) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

● 自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は13.39%となり、前年度と比較して0.19ポイント減少しました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

普通出資金

項目	内容
発行主体	石川県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,239百万円（前年度1,239百万円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。内部留保は、利益準備金、特別積立金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	R1年度末		R2年度末
		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	2,355		2,365
うち、出資金及び資本準備金の額	1,239		1,239
うち、再評価積立金の額	-		-
うち、利益剰余金の額	1,160		1,151
うち、外部流出予定額 (△)	△ 43		△ 25
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7		7
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7		7
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
うち、回転出資金の額	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69		52
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,432		2,424
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1		1
うち、のれんに係るものの額	-		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1		1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-
適格引当金不足額	-		-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-
前払年金費用の額	-		-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-		-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-		-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-		-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1		1
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,431		2,423
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	17,181		17,391
資産(オン・バランス)項目	17,179		17,389
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	384		384
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	384		384
オフ・バランス項目	2		2
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	706		700
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	17,887		18,091
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.58%		13.39%

自己資本の充実に関する事項

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	R1年度末			R2年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	465	0	0	788	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	150	0	0	150	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,035	0	0	1,009	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	100	0	0	100	0	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,582	7,716	309	39,795	7,959	318
法人等向け	1,317	648	26	1,268	628	25
中小企業等・個人向け	227	134	5	237	147	6
抵当権付住宅ローン	81	28	1	62	22	1
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	2	3	0	2	2	0
取立未済手形	0	0	0	1	0	0
漁業信用基金協会等保証	2,372	237	9	2,700	270	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	435	435	17	406	406	16
(うち出資等のエクスポージャー)	435	435	17	406	406	16
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	5,516	7,594	304	5,472	7,571	303
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,396	5,989	240	2,396	5,989	240
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	37	93	4	30	76	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,083	1,512	60	3,046	1,506	60
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	-	384	15	-	384	15
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合 計(信用リスク・アセットの額)	-	17,179	687	-	17,389	696

(注) 「エクスポージャーの期末残高」は信用リスク削減効果適用前の資産の額を、「リスク・アセット額」は信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセット額を記載しております。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位: 百万円)

R1年度			R2年度		
粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
a	b=a×15%÷8%	c=b×4%	a	b=a×15%÷8%	c=b×4%
376	704	28	373	700	28

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位: 百万円)

R1年度		R2年度	
リスク・アセット (分母)合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母)合計	所要自己資本額
a	b=a×4%	a	b=a×4%
17,887	715	18,091	724

信用リスクに関する事項

● 標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

● 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		R1年度末			R2年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち 貸出金等	うち 債 券		うち 貸出金等	うち 債 券	
法 人	製造業	200	0	200	200	0	200
	電気・ガス業	0	0	0	0	0	0
	運輸・情報通信業	200	0	200	200	0	200
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	41,520	287	698	42,684	287	699
	不動産業	0	0	0	0	0	0
	サービス業	3,162	3,139	0	3,290	3,266	0
	地方公共団体	1,036	351	676	1,010	326	674
	その他	1,353	1,027	251	1,576	1,250	251
個 人	1,752	1,752		1,631	1,631		
固定資産等	1,444			1,353			
合 計	50,667	6,556	2,025	51,944	6,760	2,024	

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
 3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
 4. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

● 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	R1年度末			R2年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャー の残高	信用リスクに関するエクスポージャー のうち		信用リスクに関するエクスポージャー の残高	信用リスクに関するエクスポージャー のうち	
		貸出金等	債券		貸出金等	債券
1年以下	34,536	695	0	35,106	796	649
1年超3年以下	1,857	1,857	648	1,592	1,592	200
3年超5年以下	953	953	200	1,253	1,253	0
5年超7年以下	690	690	400	679	679	400
7年超	2,355	2,355	777	2,435	2,435	775
期限の定めなし	10,276	6	0	10,879	5	0
合 計	50,667	6,556	2,025	51,944	6,760	2,024

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

● 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位:百万円)

		R1年度末	R2年度末
法 人	農林水産業	-	-
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個 人		2	2
合 計		2	2

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 基金協会保証付債権は含まれておりません。

● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	R1年度					R2年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			使用 目的	その他				使用 目的	その他	
一般貸倒引当金	8	7	-	8	7	7	7	-	7	7
個別貸倒引当金	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1
法人	農林水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1

(注) 全て国内取引です。

● 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目		R1年度	R2年度
法人	農林水産業	-	-
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人	-	-	
合計	-	-	

● 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

	R1年度末			R2年度末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	-	1,780	1,780	-	2,062	2,062
	10%	-	2,372	2,372	-	2,700	2,700
	20%	-	38,582	38,582	-	39,796	39,796
	35%	-	81	81	-	62	62
	50%	400	-	400	400	-	400
	75%	-	181	181	-	199	199
	100%	200	2,581	2,781	200	2,525	2,725
	150%	-	-	-	-	-	-
	200%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	2,433	2,433	-	2,426	2,426
1250%	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	
自己資本控除額	-	-	-	-	-	-	
合計	600	48,010	48,610	600	49,770	50,370	

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	R1年度末		R2年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の 政府関係機関向け	-	100	-	100
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	-	30	-	15
合 計	-	130	-	115

(注)「適格金融資産担保」には、貸出金と当会貯金の相殺は含まれておりません。

派生商品取引及び

長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では、証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	R1年度	R2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

● 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、全漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、株式については、その他有価証券として時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

● 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	R1年度末		R2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,544	-	2,514	-
合計	2,544	-	2,514	-

● 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額はありません。

● 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

その他有価証券評価差額71,599,242円から繰延税金負債19,804,350円を差引いた金額51,794,892円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

子会社・関係会社株式は保有しておりません。

金利リスクに関する事項

● 金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当連合会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ と大きく異なる点
特段ありません。

IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		R1年度末	R2年度末	R1年度末	R2年度末
1	上方パラレルシフト	108	39	70	58
2	下方パラレルシフト	9	0	4	3
3	スティープ化	162	131		
4	フラット化	10	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	14	0		
7	最大値	162	131	70	58
		ホ		へ	
		R1年度末		R2年度末	
8	自己資本の額	2,431		2,423	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

リスク管理情報等

リスク管理債権残高及び同債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	R1年度末	R2年度末	増減
リスク管理債権総額 (A) = ①+②+③+④	10	9	△1
破綻先債権額 ①	-	-	0
延滞債権額 ②	10	9	△1
3カ月以上延滞債権額 ③	-	-	0
貸出条件緩和債権額 ④	-	-	0
保全額合計 (D) = (B)+(C)	10	9	△1
担保・保証付債権額 (B)	9	8	△1
個別貸倒引当金残高 (C)	1	1	0
保全率 (D) / (A)	100.0%	100.0%	0.0%

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。

(注3) 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「個別貸倒引当金残高 (C)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち、既に個別貸倒引当金に繰り入れた引当金残高です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	R1年度					R2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	8	7	-	8	7	7	7	-	7	7
個別貸倒引当金	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1
合 計	9	8	-	9	8	8	8	-	8	8

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	R1年度	R2年度
貸出金償却額	-	-

金融再生法に基づく対象債権残高及び同債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	R1年度末	R2年度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10	9	△1
危険債権	-	-	0
要管理債権	-	-	0
不良債権額合計 (A)	10	9	△1
正常債権	6,546	6,750	204
保全額合計 (D) = (B) + (C)	10	9	△1
担保・保証付債権額 (B)	9	8	△1
個別貸倒引当金残高 (C)	1	1	0
保全率 (D) / (A)	100.0%	100.0%	0.0%

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「不良債権額合計 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「個別貸倒引当金残高 (C)」は、「不良債権額合計 (A)」のうち、既に個別貸倒引当金に繰り入れた引当金残高です。

役員等の報酬体系

●役員

◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	17	6

(注1)対象役員は、理事10名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によります。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

◇対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当連合会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、令和2年度に当連合会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3)令和2年度において当連合会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

●その他

当連合会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

本会の組織

令和3年3月31日現在

会員数

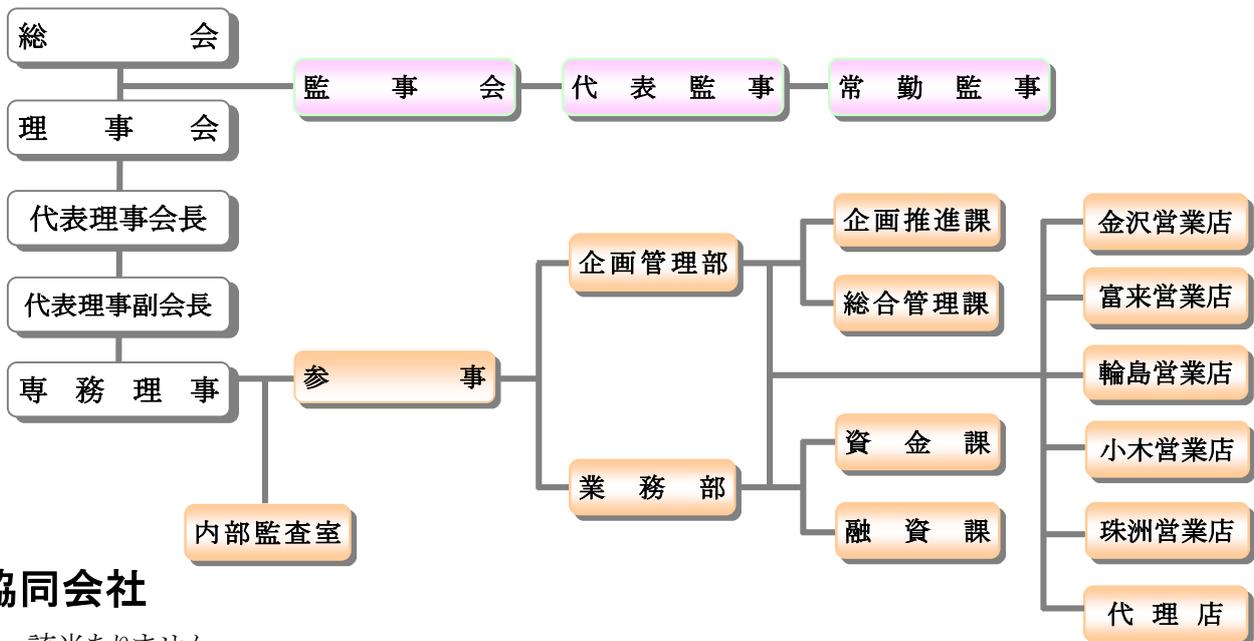
資格別	R1年度末	R2年度末	増減
正会員	5	5	0
准会員	2	2	0
合計	7	7	0

役員

役職名	常勤/ 非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	非常勤	稲村 幸雄	
代表理事副会長	非常勤	山下 久弥	
専務理事	常勤	吉野 親也	員外
理事	非常勤	新谷 栄作	
理事	非常勤	中田 亨	
理事	非常勤	笹原 丈光	

役職名	常勤/ 非常勤の別	氏名	備考
理事	非常勤	橋本 勝寿	
理事	非常勤	嶋崎 正朗	
理事	非常勤	吉野 徹	
代表監事	非常勤	森田 誠	
監事	非常勤	西村 豊	
監事	常勤	松任 友典	員外

組織機構図



協同会社

該当ありません

特定信用事業代理業の状況

該当ありません

店舗一覧

令和3年3月31日現在

店舗のご案内

店舗名	所在地	電話番号
本店	金沢市北安江3丁目1番38号	076-234-8821
金沢営業店	金沢市無量寺町ヲ51番地	076-268-8870
富来営業店	羽咋郡志賀町西海風戸ヌの8番地2	0767-45-1321
輪島営業店	輪島市鳳至町下町166	0768-22-1489
小木営業店	鳳珠郡能登町字小木34-11	0768-74-1311
珠洲営業店	珠洲市蛸島町ネ部62番地	0768-82-2241
加賀代理店	加賀市小塩町コ-181	0761-75-1111
志賀町代理店	羽咋郡志賀町上野ホ-26	0767-32-0374
七尾鹿島代理店	七尾市湊町二丁目員外5番地の4	0767-53-5181
能都町代理店	鳳珠郡能登町字宇出津ク-208-4	0768-62-0548

自動機の設置状況

設置場所	平日営業時間	土曜日営業時間	日曜日・祝日営業時間
本 店 内	9:00 ~ 17:00	休止	休止
金 沢 営 業 店 内	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
富 来 営 業 店 内	8:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
輪 島 営 業 店 内	8:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
珠 洲 営 業 店 内	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00



沿革・歩み

昭和 24年 2月	水産業協同組合法施行	平成 1年 7月	全国漁協オンラインへ参加
昭和 24年 12月	石川県信用漁業協同組合連合会設立	平成 5年 3月	石川県が「一県一信用事業統合体」の構築を提唱
昭和 28年 2月	全国漁業協同組合連合会に加盟	平成 5年 11月	全国漁協貯金ネットサービス開始
昭和 30年	県外出漁船水揚げの系統送金の取扱開始	平成 5年 12月	石川県漁協信用事業組織強化方策を策定
昭和 31年 4月	県費預託制度創設	平成 7年 2月	七尾鹿島支店開設
昭和 31年 11月	七尾・宇出津に各支所を開設	平成 10年 1月	富来支店開設
昭和 33年 6月	七尾・宇出津の各支所を閉鎖	平成 10年 8月	珠洲支店開設
昭和 34年	県漁協貯蓄増強運動開始	平成 10年 10月	金沢支店開設
昭和 37年 12月	全国漁協貯金500億円達成運動スタート	平成 10年 10月	M I C S加盟
昭和 40年 4月	石川県水産会館（芳斉）竣工	平成 11年 5月	漁協系統貯金500億円を突破
昭和 41年 3月	県下漁協貯金10億円を突破	平成 11年 11月	水協法施行50周年記念大会を開催
昭和 41年 12月	農林漁業金融公庫業務取扱開始	平成 12年 10月	郵貯とのC D・A T M提携開始
昭和 42年 5月	県漁協貯金倍増運動総決起大会開催	平成 13年 7月	デビットカード取扱開始
昭和 43年 4月	住宅金融公庫業務取扱開始	平成 13年 10月	加賀支店開設
昭和 44年 8月	漁業近代化資金制度創設	平成 14年 3月	輪島支店開設
昭和 44年 11月	水協法施行20周年記念大会を開催	平成 14年 4月	小木支店開設
昭和 45年 10月	漁協窓口サービスデーを創設	平成 14年 4月	一県一信用事業統合体の完成
昭和 47年 6月	全国漁協信用事業相互援助基金発足	平成 14年 7月	インターネットバンキング本稼働
昭和 49年 2月	初代コンピューターを導入	平成 15年 11月	第5次全銀システム稼働
昭和 50年 3月	県下漁協貯金100億円を突破	平成 16年 1月	全国漁協オンラインセンター、北海道信用漁業協同組合連合会システム統合
昭和 51年 11月	内国為替取引規程認可	平成 16年 1月	マルチペイメントネットワーク稼働（国庫金）
昭和 51年 12月	ニュース「しんぎょれん」第1号発刊	平成 17年 4月	ペイオフ全面解禁
昭和 52年 4月	系統為替業務開始	平成 17年 4月	個人情報保護法施行
昭和 52年 6月	国庫金振込事務取扱開始	平成 17年 11月	セブン銀行とのA T M提携
昭和 53年 11月	手形交換業務開始	平成 18年 2月	預貯金者保護法施行
昭和 53年 11月	雇用促進事業団勤労者財形進学融資業務取扱開始	平成 18年 9月	石川県漁業協同組合（県一漁協）が発足
昭和 53年 12月	国民金融公庫進学資金貸付業務取扱開始	平成 19年 5月	郵便局A T Mでの入金取引開始
昭和 54年 2月	全国銀行内国為替制度加盟	平成 20年 11月	加賀支店、七尾鹿島支店の営業店化
昭和 54年 10月	海の子作品コンクール開催（以後毎年）	平成 25年 1月	金沢支店、富来支店、輪島支店、小木支店、珠洲支店の営業店化
昭和 54年 11月	県指定代理金融機関に指定	平成 25年 11月	イーネット、ローソンA T Mとの提携
昭和 55年 3月	県下漁協貯金200億円を突破	平成 28年 1月	マイナンバー法施行
昭和 55年 4月	石川県水産会館（北安江）竣工	平成 30年 1月	休眠預金等活用法施行
昭和 55年 10月	漁協信用事業後方事務取扱開始	令和 1年 9月	東日本ブロック信漁連（青森、岩手、茨城、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、三重）による合併仮契約の締結
昭和 56年 10月	県内漁協自己為替取扱開始	令和 2年 10月	合併本契約の締結
昭和 57年 8月	雇用保険失業給付金口座振込金金融機関に指定	令和 3年 4月	東日本信用漁業協同組合連合会の発足
昭和 59年 6月	県収納代理事務開始		
昭和 62年 7月	全国漁協オンラインセンター創立		
平成 1年 3月	県下漁協貯金300億円を突破		